

竹原浄化センター等維持管理業務委託技術提案書募集要項

1. はじめに

本要項は、竹原浄化センター等の施設の維持管理業務の包括的民間委託契約にあたっての技術提案書募集要項である。

2. 対象施設

対象施設は以下のとおりとし、その施設の概要は別紙－1に示すものとする。

- (1) 竹原浄化センター
- (2) 皆実マンホールポンプ場
- (3) 榎町マンホールポンプ場
- (4) 皆実第2マンホールポンプ場
- (5) 皆実第3マンホールポンプ場
- (6) 中通第1マンホールポンプ場
- (7) 中通第2マンホールポンプ場
- (8) 中通第3マンホールポンプ場
- (9) 本町マンホールポンプ場
- (10) 古庭マンホールポンプ場
- (11) 西中通マンホールポンプ場
- (12) 田ノ浦第1マンホールポンプ場
- (13) 田ノ浦第2マンホールポンプ場
- (14) 田ノ浦第3マンホールポンプ場
- (15) 大王第1マンホールポンプ場
- (16) 大王第2マンホールポンプ場
- (17) 中央第2雨水排水ポンプ場

3. 委託業務の内容

受託者の行う業務範囲は別紙－2に示すものとする。また、受託者の満たすべき性能は別紙－3に示すものとする。

4. 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。(なお、諸設備等の運転操作要領を理解するよう、事前に自ら研修を行うものとする。)

5. 委託業務時間

- (1) 1日24時間通年とする。
- (2) 災害・事故等緊急事態発生時は、市職員の指示により事態の収拾に当たること。また、緊急事態時は、発生から1時間以内に対応可能な体制を整えること。

6. 有資格者に関する条件

- (1) 業務の執行に当たっては総括責任者を配置することとし、総括責任者の資格要件と

しては以下のとおりとする。

- ①下水道法第22条第2項の有資格者（下水道第3種技術検定等）
- ②会社が直接雇用していること。（恒常的な関係であること。）
- (2) 業務の従事者は、業務の処理に必要な資格を有すること。
 - ①酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ②防火管理者
 - ③危険物取扱者
 - ④その他、業務の処理に必要な資格者

7. 応募資格

次の(1)から(7)までに掲げる全ての要件を満たす法人等であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 竹原市契約規則（昭和59年竹原市規則第5号）第2条の規定により、竹原市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 委託役務に係る竹原市入札参加資格者名簿に登録をされていること。
- (6) 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。
- (7) 過去5年以内に、計画下水量（日最大）が4,000 m³/日以上の下水处理場（下水道法（昭和33年法律第79号）の事業認可を受けている終末処理場に限る。）において、維持管理業務の元請業者として硝化脱窒による生物学的窒素除去法の運転の実績が1年以上あること。

ただし、本プロポーザルに参加表明をする法人等が、参加表明書提出時に応募資格(5)を満たしていない場合においては、技術提案書提出期限までに委託役務に係る竹原市入札参加資格者名簿への登録を完了させることにより、応募資格を満たすものとする。

なお、共同企業体（JV）の場合、上記のうち(1)から(4)までは構成員の全てが、(5)から(7)までは構成者の中から定めた代表企業が要件を満たすものとし、共同企業体（JV）の構成要件は次のとおりとする。

- ①構成員は2者又は3者によるものとする。
- ②構成員の出資比率は、本業務の実施に関して一の構成員が行う業務に応じるものとする。
- ③共同企業体の結成は各構成員の自由意志による任意の結成によるものとする。
- ④いずれの構成員も、他の共同企業体の構成員になることができない。

8. 技術提案書作成要領

(1) 技術提案に関する条件

① 委託料

市が委託期間を通じて支払う委託料は、見積金額に取引にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額を加算した額とする。なお、業務実施準備に関する費用については受託者の負担とする。なお、契約期間中に法律の

改正により消費税等の額が変更する場合、法律の規定に基づき、必要な場合はその都度変更契約を行い、適正な消費税等を加算した額を支払うものとする。

また、契約締結後に委託金額を変更できる条件は次のとおりとし、変更の方法等詳細については、契約変更協議書に基づき、双方協議して定めるものとする。

- (1) 特記仕様書に示す流入条件と実際の流入条件が大きく異なった場合
- (2) 業務の履行に重大な影響を与える法令、基準等が変更された場合
- (3) 著しく賃金又は物価が変更した場合

② 土地及び施設の利用

受託者は業務期間中、当該事業用地及び施設を無償で使用するものとするが、使用上の汚損等による弁償は受託者の負担とする。また、善良な管理者として、施設全体の光熱水費、通信費等の経費について節減に努めるものとする。

なお、受託者の事務室への通信機器等の設置及びそれら機器等に係る経費については、受託者の負担とする。

③ リスク管理及び分担

施設は管理者としての責任は市にあるが、業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。本業務に係るリスクの分担については別紙－４のリスク分担表によるものとし、その程度や具体的内容については、提案内容を勘案しながら双方協議により覚書を取り交わすこととする。

④ 保険加入

受託者は、業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む。）に対応する保険等に加入すること。

⑤ 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して、第三者に請け負わせてはならない。ただし、業務の一部の請負について、市が承認を与えるものについては除外する。

⑥ その他

業務委託準備は、各施設の運転機能及び水質基準を損なわないよう、現受託者と十分協議を行い、管理引継ぎを円滑に行うこと。

(2) 提案内容

技術提案書は別紙技術提案書様式に従い、以下の事項に関する提案等を記載すること。

なお、審査の公平性、透明性を図るため、技術提案書内及び表紙ファイルには、事業者名や商標、記号など、提出者を特定できるものを表示しないこと。ただし、技術提案書に事業者名が記載された表紙（A4版1枚、裏面白紙）を添付すること。

① 法人等の概要等

- ・ 概要
- ・ 業務実績

② 管理運営の基本方針

③ 組織人員

- ・ 組織体制及び人員配置計画
- ・ 業務上必要な資格者の配置計画

④ 個別業務の実施方法

- ・ 運転監視操作業務

- ・保守点検業務
- ・点検・修繕業務
- ・簡易修繕業務
- ・環境計測業務
- ・物品調達管理業務

⑤ 緊急時対応方針

⑥ 安全管理方針

⑦ その他

- ・要求水準遵守のための具体的方策
- ・周辺への配慮
- ・コスト縮減のための具体的方策
- ・水処理施設の増設に関する方策（実績を含む。）
- ・その他、地元企業との J V、地元企業の育成・雇用、材料調達等への配慮

⑧ 参考業務価格

（３）書式、提出部数

日本工業規格『A4版』縦置き横書き左綴じ。（図表等を使用する場合において『A3版』を使用するときには、折り綴じること。）

前記（２）④については、10ページ以内に、⑦については5ページ以内に、それ以外については3ページ以内にまとめること。ただし、A4片面で1ページとする。

提出部数：9部

（４）技術提案書提出に関する留意事項

① 費用負担

提案書の作成にかかる費用はすべて提出者の負担とする。

② 著作権

提出者からこの要領書等に基づき提出される提案書等の書類の著作権は、提出者に帰属する。ただし、市は、本業務の範囲内で必要と認める場合にはこれらの書類を無償で使用できる。また、これらの書類等は竹原市情報公開条例（平成11年条例第15号）に基づき公開されることがある。

③ 提出書類の取扱

提出された提案書については原則として変更できないものとし、また、一切返却しない。

④ 提示資料等の取扱

市から提示する資料等については、提案書作成にかかる検討以外の目的での使用は厳禁とする。

⑤ 提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案書は無効とする。

- ・同一事項に対し2通り以上提出された場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・著しく信義に反する行為があった場合

9. 受託者の選定方式

公募型プロポーザルによる随意契約

10. 技術提案書審査基準

次表に示すとおりとする。なお、この審査基準にはプレゼンテーションを含むものとする。

技術提案書審査基準(プレゼンテーション含む)

評価事項	評価項目	配点
1 施設の設置目的の達成	(1)施設の設置目的及び業務内容の理解度	10
	(2)要求水準遵守のための方策	
	(3)周辺への配慮	
2 施設の効用の最大限の発揮	(1)運転監視操作業務の内容	32
	(2)保守点検業務の内容	
	(3)点検・修繕業務の内容	
	(4)簡易修繕業務の内容	
	(5)環境計測業務の内容	
	(6)物品調達管理業務の内容	
	(7)緊急時の対応方針の妥当性	
	(8)安全管理の的確性	
3 施設の効率的な管理	(1)施設の効率的な管理のための方策	25
	(2)参考業務価格	
4 施設を適正かつ安定して管理運営する能力	(1)安定的な運営が可能となる人的能力	5
	(2)類似業務の受託実績	
5 地域貢献	(1)地元企業とのJV、地元企業の育成、雇用、材料調達等への配慮	20
6 その他	(1)本業務受託に向けた取組み姿勢、意欲	8

11. 今後の日程

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 公募の公告 | 令和8年9月18日(金) |
| (2) 募集要項等の配布 | 令和8年9月18日(金) から
令和8年10月23日(金) まで |
| (3) 図書の閲覧 | 令和8年9月18日(金) から
令和8年10月23日(金) まで |
| (4) 現地確認申込 | (第1回) 令和8年10月2日(金) まで
(第2回) 令和8年10月9日(金) まで |
| (5) 現地確認 | (第1回) 令和8年10月8日(木)
(第2回) 令和8年10月15日(木) |
| (6) 技術提案書募集要項等に関する
質問書提出 | 令和8年10月5日(月) から
令和8年10月20日(火) まで |
| (7) 質問事項の回答 | 令和8年11月2日(月) まで |
| (8) 参加表明書受付 | 令和8年9月18日(金) から
令和8年10月23日(金) まで |
| (9) 技術提案書受付 | 令和8年11月4日(水) から |

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| | 令和 8 年 11 月 13 日（金）まで |
| (10) 技術提案書プレゼンテーション | 令和 8 年 11 月下旬 |
| (11) 優先交渉権者決定 | 令和 8 年 12 月上旬 |
| (12) 契約内容についての協議 | 令和 8 年 12 月上旬 |
| (13) 見積書提出 | 令和 8 年 12 月中旬 |
| (14) 契約締結 | 令和 8 年 12 月下旬 |

12. 応募の方法等

(1) 公募の公告

日 時 令和 8 年 9 月 18 日（金）
場 所 竹原市掲示場に掲示する。

(2) 募集要項等の配布

期 間 令和 8 年 9 月 18 日（金）午前 8 時 30 分から
令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時まで（閉庁時は除く。）
場 所 竹原市建設部下水道課又は竹原市ホームページによる。

(3) 図書の閲覧

期 間 令和 8 年 9 月 18 日（金）～令和 8 年 10 月 23 日（金）
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（閉庁時は除く）
場 所 竹原浄化センター内会議室（事前に市役所下水道課で受付すること。）
そ の 他 複写機を持ち込む場合は複写可とする。

(4) 現地確認（第 1 回）

日 時 現地確認 令和 8 年 10 月 8 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分
場 所 竹原浄化センター（竹原市下野町字吉良崎 1198 番地 12 他）
皆実マンホールポンプ場（竹原市竹原町字多井二ノ割 2629 番地 4）
榎町マンホールポンプ場（竹原市竹原町字榎町 4050 番地）
皆実第 2 マンホールポンプ場（竹原市竹原町字皆実新開 1829 番地 15）
皆実第 3 マンホールポンプ場（竹原市竹原町字多井二ノ割 1818 番地 2）
中通第 1 マンホールポンプ場（竹原市下野町字西中通 3171 番地 1）
中通第 2 マンホールポンプ場（竹原市下野町 3187 番地）
中通第 3 マンホールポンプ場（竹原市下野町 3185 番地）
本町マンホールポンプ場（竹原市本町一丁目 4339 番地先）
古庭マンホールポンプ場（竹原市本町四丁目 3732 番地 27）
西中通マンホールポンプ場（竹原市下野町 3145 番地 1）
中央第 2 雨水排水ポンプ場（竹原市中央四丁目 1379 番地 2）

内 容 機械設備等の状況確認

そ の 他 現地確認に参加を希望する場合は、第 1 号様式の現地確認申込書に記入の上、令和 8 年 10 月 2 日（金）までに下水道課に持参するか電子メールにより提出のこと。

現地確認の詳細については市より後日通知する。なお、現地確認は当日限りとする。

現地確認（第2回）

日 時 現地確認 令和8年10月15日（木） 午後1時30分から午後4時30分

場 所 竹原浄化センター（竹原市下野町字吉良崎 1198 番地 12 他）
皆実マンホールポンプ場（竹原市竹原町字多井二ノ割 2629 番地 4）
榎町マンホールポンプ場（竹原市竹原町字榎町 4050 番地）
皆実第2マンホールポンプ場（竹原市竹原町字皆実新開 1829 番地 15）
皆実第3マンホールポンプ場（竹原市竹原町字多井二ノ割 1818 番地 2）
中通第1マンホールポンプ場（竹原市下野町字西中通 3171 番地 1）
中通第2マンホールポンプ場（竹原市下野町 3187 番地）
中通第3マンホールポンプ場（竹原市下野町 3185 番地）
本町マンホールポンプ場（竹原市本町一丁目 4339 番地先）
古庭マンホールポンプ場（竹原市本町四丁目 3732 番地 27）
西中通マンホールポンプ場（竹原市下野町 3145 番地 1）
中央第2雨水排水ポンプ場（竹原市中央四丁目 1379 番地 2）

内 容 機械設備等の状況確認

そ の 他 現地確認に参加を希望する場合は、第1号様式の現地確認申込書に記入の上、令和8年10月9日（金）までに下水道課に持参するか電子メールにより提出のこと。

現地確認の詳細については市より後日通知する。なお、現地確認は当日限りとする。

（5）質問書受付及び回答

受付期間 令和8年10月5日（月）～令和8年10月20日（火） 午後5時まで
（閉庁時は除く。）

受付方法 本要項及び技術提案書の作成に関し疑義がある場合には、第2号様式の質問書により電子メールにて問い合わせのこと。（質問者のメールアドレス明記のこと。）

なお、電話及びファックスや来訪などの口頭質問は受け付けない。

メールアドレス：gesui@city.takehara.lg.jp

回答期日 令和8年11月2日（月）までに回答する。

回答方法 電子メール

そ の 他 質問書及びその回答は竹原市ホームページで公開する。（質問者名は明示しない。）

（6）参加表明書受付

期 間 令和8年9月18日（金）～令和8年10月23日（金）午後5時まで
（持参の場合は、閉庁時は除く。）

受付方法 第3号様式の参加表明書及び添付書類を竹原市下水道課に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。（電子メールによる申請の場合は、確認のため電話連絡を行うこと。）

（7）技術提案書受付

期 間 令和 8 年 11 月 4 日（水）～令和 8 年 11 月 13 日（金）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

受付方法 第 4 号様式と技術提案書を竹原市下水道課に持参のこと。（電子メール、
郵送・ファックスは不可。）

（8）技術提案書プレゼンテーション

日 時 令和 8 年 11 月下旬（後日通知）

場 所 竹原市役所 1 階 会議室

持ち時間 1 社あたり 30 分以内（応募者数により時間を調整する場合がある。）

そ の 他 詳細については別途連絡する。

なお、審査の公平性、透明性を図るため、プレゼンテーション実施時に
事業者名が認識できないように十分留意すること。

（9）優先交渉権者決定

竹原浄化センター等維持管理業務委託技術提案審査委員会で審査し、その報告を受
け竹原市長が優先交渉権者を決定する。その結果は令和 5 年 11 月下旬に応募者へ連絡
する。

1 3. 市担当窓口・各種書類、技術提案書提出先

竹原市建設部下水道課庶務係（担当：増田・大林）

郵便番号 725-8666

住 所 広島県竹原市中央四丁目 8 番 1 7 号

電話番号 0846-22-7751

ファクシミリ 0846-21-8001

メールアドレス gesui@city.takehara.lg.jp

1 4. その他

参加表明書提出後に技術提案書の提出を辞退する場合には、第 5 号様式に従い辞退
届を提出すること。また、参加事業者が、契約締結までに応募資格を欠いた場合は、
それまでの選定結果等にかかわらず、既に決定した事項を取消し失格とする。

1 5. 維持管理委託料

委託期間中の維持管理委託料の限度額は 182,632 千円（消費税を含む）とし、各年
度の支払額、時期、方法は竹原市と受託者が締結する業務委託契約書において定める。

1 6. 特記事項

田ノ浦第 1 マンホールポンプ場、田ノ浦第 2 マンホールポンプ場、田ノ浦第 3 マン
ホールポンプ場、大王第 1 マンホールポンプ場、大王第 2 マンホールポンプ場は、令
和 9 年度に設置工事を予定している。